

特定復興再生拠点区域復興再生計画

福島県 双葉郡 浪江町

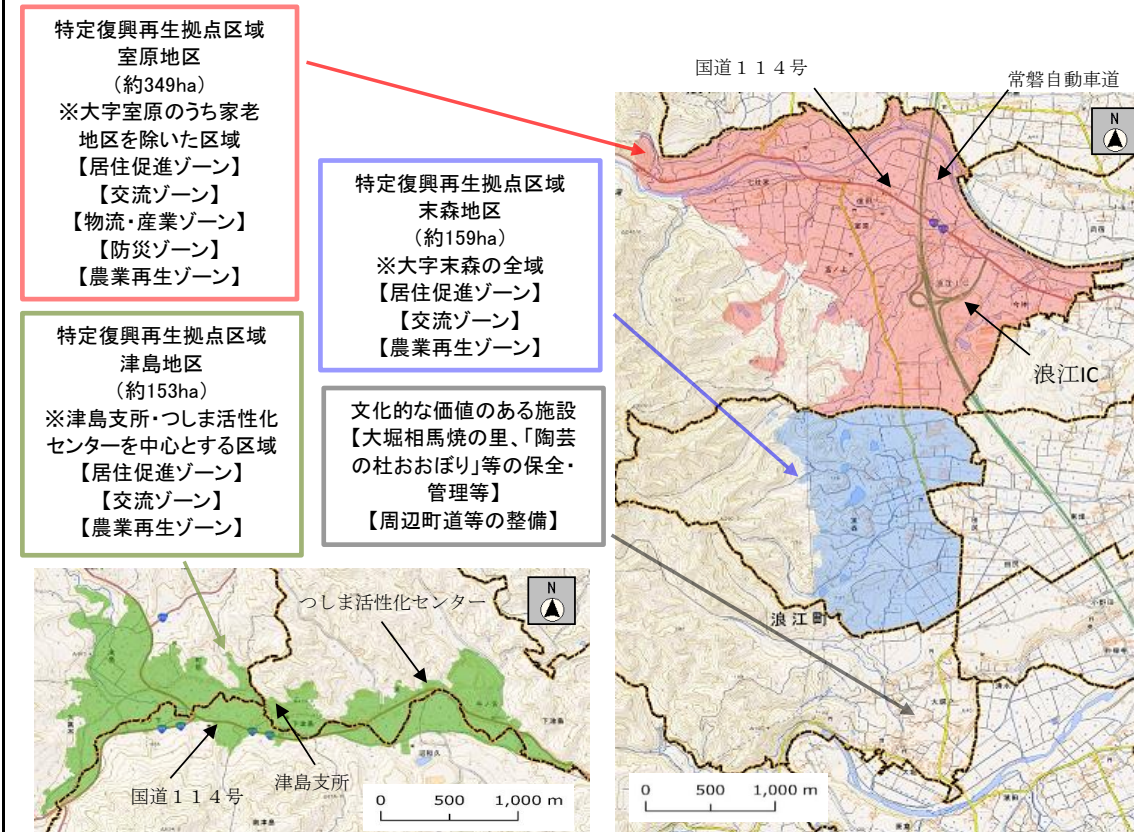
平成29年12月4日

〔特定復興再生拠点区域復興再生計画〕

市町村名	福島県 浪江町			
地区名	浪江町室原地区 浪江町末森地区、大堀地区 浪江町津島地区	面積	約661ha	区域
				大字室原の一部(大字室原のうち家老地区を除いた区域) 大字末森の全域、大字大堀の一部 大字津島の一部、大字下津島の一部、大字南津島の一部

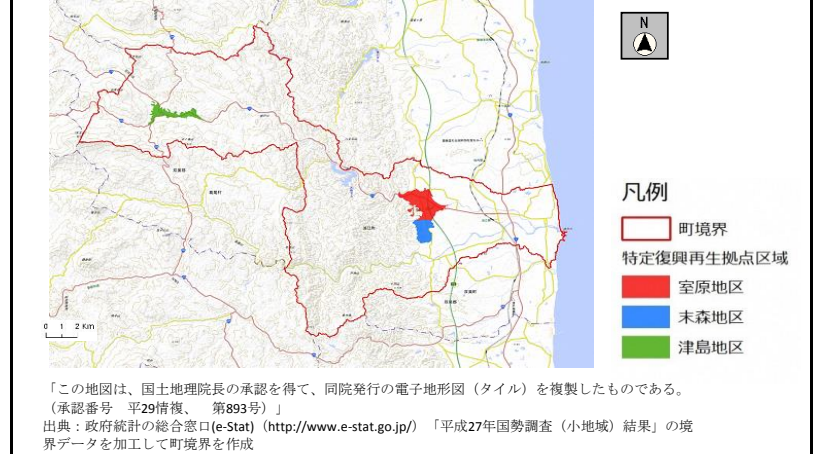
1. 特定復興再生拠点区域－区域の範囲、予定する土地利用

○特定復興再生拠点区域図、区域内の土地利用
※関係規定：法第17条の2第1項、第2項第1・4号
復興庁令第2条の2第1項第1・2号



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平29情復、第893号）」
出典：政府統計の総合窓口(e-Stat) (<http://www.e-stat.go.jp/>) 「平成27年国勢調査（小地域）結果」の境界データを加工して大字境界を作成

○広域位置図
※関係規定：法第17条の2第1項第2号
復興庁令第2条の2第1項第1・2号



○特定復興再生拠点区域の状況
(事故前、事故後、放射線量等)
※関係規定：法第17条の2第1項第1号
復興庁令第2条の2第1項第2号

＜事故前＞
浪江町は、歴史的経緯から、社会的つながりは昭和31年の合併前の旧六町村ベースとなっておりそれぞれに違う特色を持っていた。

【室原地区】(旧荻野村)
幹線道路(国道114号、県道34号、県道35号)の結節点として利便性を確保していたことから、浪江町内外に通勤等をする者の居住エリアが形成されていた。また、比較的温暖な気候等に恵まれた自然環境の下、稲作を中心とする農地が広がっていた。

○特定復興再生拠点区域の対象等
＜特定復興再生拠点区域に含まれる施設＞

(基幹道路)
・常磐自動車道

－国道114号、399号、459号

－県道34号(相馬浪江線)、35号(いわき浪江線)、49号(原町浪江線)、50号(浪江三春線)、256号(井手長塚線)、253号(落合浪江線)のうち大字酒井から大字大堀の間

(関連する町道)
・特定復興再生拠点区域、避難指示を解除した区域、周辺の市町村等にアクセスするのに必要な町道
(202(塩浸早坂線)、203(松木山広谷地線)、214(中平白追線)、215(阿掛線)、217(尻合大和久線)、3135(江添芦ノ迫線)、8005(手七郎早坂線)、8029(阿掛大宮線))
・その他特定復興再生拠点区域内のインフラ等復旧・整備(4. 各エリアの土地利用・事業内容等において記載されたもの)のために必要な町道

(文化的価値をもつ施設や場所)
・大堀相馬焼の里、「陶芸の杜おおぼり」等文化的な価値をもつ施設や場所

(その他のインフラ等)
・その他特定復興再生拠点区域内のインフラ等復旧・整備(4. 各エリアの土地利用・事業内容等において記載されたもの)のために必要な施設(町道、上水道、電気・通信、河川、農業水利施設等)

＜特別通過交通化を目指す道路＞
・県道253号のうち特定復興再生拠点区域に含まれない区間
・特定復興再生拠点区域外に存するものの、放射線量の低下状況が確認でき、かつ特定復興再生拠点区域や避難指示が解除された地域における活動の利便性向上に必要な町道

＜その他＞
・除染等の措置等は、特定復興再生拠点区域の避難指示解除又は安全な通行の確保に必要な範囲について実施する。

【末森地区】(旧大堀村)
比較的温暖な気候等に恵まれた自然環境の下、稲作、畜産を中心とする農地が広がっていた。

【大堀地区】(旧大堀村)
国の伝統的工芸品として指定されている、「大堀相馬焼」の製造を生業とする窯元及び「陶芸の杜おおぼり」等の施設を中心とした産業エリアが形成されていた。

【津島地区】(旧津島村)
浪江町の市街地から遠距離に存していたため、町役場支所、住民交流施設(つしま活性化センター)、駐在所、保育所、小中学校、高等学校、商店街等が旧津島村の中心部に整備され、市街地が形成されていた。また、稲作に加え、阿武隈高地の冷涼な環境を活かした畜産や花卉等の高付加価値農業を展開する農地が広がっていた。

＜事故後＞
いずれの地区も、長期間の立ち退きにより、獣害も相まって家屋の劣化が相当進んでおり、道路、上水道等のインフラ復旧が進んでいない。また、農地も手つかずのままであり荒廃している。

＜放射線量等＞
大堀地区の「陶芸の杜おおぼり」の周辺等の一部で空間線量が20mSv/年を上回る地域が存在するが、自然減衰等により5mSv/年以下まで空間線量が低下している地区もあり、区域内のほとんどのエリアが空間線量20mSv/年を下回っている。

2. 計画の意義・目標 ※関係規定:法第17条の2第2項第2号

- ・浪江町は、帰還困難区域を含む町内全域で、帰還できる環境が整った段階で帰町宣言を行うこととしている。よって、長い年月を要するとしても、帰還困難区域全域を避難指示解除することを目標と掲げている。
- ・その上で、「特定復興再生拠点区域」は、帰還困難区域を避難指示解除して住民が帰還することと、人の交流や活動が活発になることを実現することにより、帰還困難区域全体の地域コミュニティや生業再生の先駆けの地として、先行して整備するエリアと位置づけ、速やかに整備を進める。
- ・特定復興再生拠点区域は、放射線量の低下状況を踏まえて避難指示解除し、居住や交流を可能とすることを旨とする。
- ・特定復興再生拠点区域の整備は帰還困難区域の復興に向けた第1ステージとして位置づける。その後の状況を踏まえつつ、段階的な整備範囲拡大を目指す。
- ・以下の具体的目標の下、各事業等を効率的に進め、本計画の認定後、概ね5年以内での避難指示の解除による住民の帰還・居住の開始を目指す。

[避難指示解除による住民の帰還及び居住開始時期の目標]

- ・平成35年3月。ただし早期に整備が完了した区域・施設から、先行して避難指示解除を目指す。

[居住人口等の目標(計画期間終了から5年後の目標)]

※住民意向調査等を参考に試算。

- ・居住人口 約1,500人(うち帰還者約1,300人)
- ・事業所数 約20者(うち再開事業者数約10者)
- ・営農者数 約100者(うち営農再開者数約50者。復興組合、農業法人の活用等による集約を視野)
- ・昼間人口 約2,000人(近隣行政区における就労者を含む)

3. 計画の期間 ※関係規定:法第17条の2第2項第3号

国の認定があった日～2023年(平成35年)3月

4. 各エリアの土地利用・事業内容等 (土地利用に関する基本方針、産業の復興及び再生、道路その他の公共施設の整備、生活環境の整備に関する事項)

<特定復興再生拠点区域全体の整備方針> ※関係規定:法第17条の2第2項第4～7号

(1)基本的な考え方

- ・特定復興再生拠点区域は、帰還困難区域に住民の帰還が可能となるための先駆けの地であることを踏まえ、まずは住民が居住することを目的とした拠点整備を目指す。
- ・帰還困難区域に地域コミュニティや生業を再生するための先駆けの地であることを踏まえ、人の交流、活動が活発化する環境整備・土地利用を目指す。特に、避難先との二重生活を希望している町民が存在することを踏まえつつ、人の集まりやすい拠点整備を進める
- ・生業の再生を推進することを目的としているため、生業再開や新規創業を目指す事業者の状況に応じて拠点整備を進める。
- ・震災前にあった環境を取り戻すことで住民の帰還や生業の再生を実現することを主眼とし、土地利用の考え方は震災前と同様とする。よって、既存の施設等の有効活用を目指す。ただし、震災後特有の状況によるやむを得ない課題等がある場合にはそれを踏まえた拠点整備を進める。

・上記の考え方を踏まえ、基本的には以下の5つのゾーニングを行う。

- ① 居住促進ゾーン
- ② 交流ゾーン
- ③ 農業再生ゾーン
- ④ 物流・産業ゾーン
- ⑤ 防災ゾーン

・浪江町全体として復興を早期に進めるという観点から、既に避難指示解除となっている場所との連結を最大限配慮する。特定復興再生拠点区域と避難指示解除地域との一体的な配置を目指す。

・特定復興再生拠点区域は、住民の帰還と人の交流や活動が活発になることを目的としているため、様々な人が安心して立ち入れる場所を選定する必要がある。このため、現時点において相対的に放射線量が低く、除染、解体、インフラ整備を一体的に実施することにより、概ね5年後に比較的低い放射線量を確保できる土地を選定する。

(2) 特定復興再生拠点区域のエリア

・浪江町は歴史的経緯から、社会的なつながりや集落の形成、農地、公共的施設の配置・利活用は旧六町村ベースとなっている傾向が強い。よって、今後の帰還困難区域における復興の核となる特定復興再生拠点区域は、苅野(室原)、大堀、津島の各地区に設置し、当該拠点の避難指示を解除する。

・ただし、苅野と大堀は、先行して避難指示解除している区域と隣接しているとともに、双方が隣合わせになっていることから、避難指示を解除している区域の土地利用方針を踏まえつつ、苅野、大堀の双方で連携のとれた拠点整備を目指す。

・拠点と浪江町や周辺各市町村を結ぶ以下の基幹道路や関連する町道は特定復興再生拠点区域と位置付け、避難指示を解除する。

○常磐自動車道

○国道114号、399号、459号

○県道34号(相馬浪江線)、35号(いわき浪江線)、49号(原町浪江線)、50号(浪江三春線)、256号(井手長塚線)、県道253号(落合浪江線)のうち大字酒井から大字大堀の間

○関連する町道

・特定復興再生拠点区域、避難指示を解除した区域、周辺の市町村等にアクセスするのに必要な町道(202(塩浸早坂線)、203(松木山広谷地線)、214(中平白追線)、215(阿掛線)、217(尻合大和久線)、3135(江添芦ノ迫線)、8005(手七郎早坂線)、8029(阿掛大宮線))

・その他特定復興再生拠点区域のインフラ等復旧・整備(4. 各エリアの土地利用・事業内容等において記載されたもの)のために必要な町道

(3)必要なインフラ整備・適切な管理

(基幹道路及び関連道路)

・本計画1. に位置づけられる基幹道路、関連する町道、特別通過交通化を目指す道路の整備・復旧・適切な管理を実施することにより、拠点区域内外へのアクセスを円滑化、住民の利便性向上、工事用車両等の交通の円滑化をはかる。

(住居環境)

・帰還者や新規転入者の意向を踏まえ、給水施設の復旧や、井戸、浄化槽、有害鳥獣対策の柵等の設置等、安心して生活できる環境の整備に加えて、携帯電話不通区間の改善等、従前から問題となっている課題の解決をはかる。

(農業関連)

・大規模な営農再開を視野に入れ、既に避難指示解除となった区域との一体化も含めた農業水利施設の復旧・整備や圃場整備等を行うとともに共同利用を可能とする農機具、倉庫等の整備を行う。

・農林水産物の放射性物質を計測する機器(米、園芸作物等)を整備し安全確認体制を構築する。

・収益性の高い農業を実現するため、農作物を活用した加工・販売施設や設備等を導入する。

(河川等の管理)

・避難指示がすでに解除されている区域および特定復興再生拠点区域の防護の観点から、請戸川および高瀬川の適切な管理を実施する。

(特定復興再生拠点区域外のインフラ復旧・管理)

・県道253号(落合浪江線)のうち、特定復興再生拠点区域以外のエリアを含めた全線は、区域と区域外との円滑なアクセスを確保するため、特定復興再生拠点区域整備と並行して復旧する。

・避難指示がすでに解除されている区域および特定復興再生拠点区域の防護の観点から、特定復興再生拠点区域外の請戸川および高瀬川の適切な管理を実施する。

・避難指示がすでに解除されている区域および特定復興再生拠点区域における営農再開や新規営農等に必要な農業水利施設を復旧・整備する。

・避難指示がすでに解除されている区域および特定復興再生拠点区域における生活用水を確保するため、必要に応じ、既存の取水場を復旧・整備する。

(4)文化的価値をもつ施設

・大堀相馬焼の里の窯元及び「陶芸の杜おおぼり」は、特定復興再生拠点区域として整備し、地元での伝統復活を長期的に目指す。よって、町、大堀相馬焼組合等が施設等を管理することを前提に、周辺地域を整備する。併せて、隣接する窯元をつなぐ道路等を整備する。

・浪江町の観光地・名所として明らかに町内外に認知されていた場所や、メディア等を通じた情報発信により、様々な年齢層に対する風評被害の軽減につながると見込まれる場所等、将来にわたって人の交流を促進することが期待される地点については、管理体制等が確立されているか十分に確認し、国、県等の関係機関と調整した上で、特定復興再生拠点区域として整備する。また、関連する道路を併せて整備する。

(5)その他生活関連サービス

・帰還する住民の意向を踏まえ、必要なサービスについては、避難指示解除時のサービス提供を目指し、関係者と調整を進める。

(6)効率的な整備の考え方(インフラ整備と土壌等の除染等の措置等の一体的かつ効率的な実施の留意点など)

・除染等の措置等の実施とインフラ整備を一体的かつ効率的に実施するため、国、県、町による全体連絡会の枠組みを組成し、全体の工程を工夫・調整する。

・農地については、保全・管理に関する組合の設立等を確認してから除染等の措置を実施する。

・農業法人等による大規模営農等の実施も視野に入れた、各地区の営農実施体制を確立する協議会を町と各地区等で立ち上げ、除染等の措置と圃場整備等の一体的かつ効率的実施の調整をはかる。

・森林再生を目指すため、里山再生モデル事業の結果を踏まえ、その効果を具体的に検証した上で、国、県、町の連携の下で、効果的な実施手法等に関し、工夫、調整を進める。また、里山再生モデル事業における調査内容を踏まえつつ、森林資源の産業活用について検討を進める。

<各エリア・施設等の土地利用の概要と整備の必要性>	<事業内容等> (産業の復興及び再生、道路その他の公共施設の整備、生活環境の整備に関する事項)
<p>室原地区(約349ha)</p> <p>【居住促進ゾーン】【交流ゾーン】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の帰還を目的とし、震災前に住んでいた家に戻ることができるようにするための居住環境の整備 ・帰還した人も二重生活になる人も交流をはかることのできる施設の復旧・整備 <p>(整備の必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅周辺での居住や交流が可能となる周辺インフラや交流施設の復旧・整備を進める。本計画の実行時には避難指示から7年超が経過することを踏まえ、老朽化して使えなくなっている設備、施設は安全性の観点から改修を進める。 <p>【物流・産業ゾーン】【防災ゾーン】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常磐自動車道IC、国道114号、県道34号、35号の結節点となっており、浪江町と他町村を結ぶ交通の要。道路の円滑な通行を確保するための整備・適切な管理を進めるとともに、物流・産業拠点を整備する。 ・物流・産業拠点を同時に防災拠点として整備する。通常、高速バス等の停留所として活用している場所に防災倉庫、ヘリポート等を整備。 <p>(整備の必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路の開通により、室原に存在するICが物流の要となる。よって、拠点と周辺道路を整備し、町内外に立地する企業の円滑な事業実施、営農再開による収穫物輸送の効率化等をはかることができる。 <p>【農業再生ゾーン】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路周辺に景観作物を栽培し、クリーンなイメージのあるエリアとして再生させる。 ・隣接する地域と連携をはかり、既存農地の保全を進めつつ、米、野菜、飼料作物等の実証栽培を実施する。 ・ただし、営農再開を目指す方々の意向を基礎としつつ、復興組合による面的管理や農業法人などによる大規模営農を視野にいれ、ゾーン整備の可否、面積の規模、必要なインフラ整備(有害鳥獣対策を含む)等を決定する。 	<p>【居住促進ゾーン】【交流ゾーン】 【事業内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅再建及び有効な土地利用を促進するため、ゾーン整備の最初の段階で除染、解体等の措置を実施。 ・道路、電気等ライフラインの復旧・整備 ・居住環境における上水道、井戸及び浄化槽整備 ・有害鳥獣対策のための柵等の整備 ・帰還住民及び二重生活で戻ってくる方のため、集会所を復旧し、地域の行事や集まりの拠点とする。 ・消防屯所、消防水利等を復旧し、災害に備える。 ・駐在所の再開について、関係機関と調整する。 ・伝統的な祭事を行う場所を特定し、整備、復旧を行う。ただし、公共的な性格の建物に限定する。 ・その他、住民の帰還や、地域コミュニティ・生業の再生をはかる上で、当該区域内における実施が必要な事業を実施する。 <p>【物流・産業ゾーン】【防災ゾーン】 【事業内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常磐道IC周辺に高速バスの停留所、パークアンドライドのポイント等を整備 ・物流産業等の集積拠点とすべく、企業誘致を強化。企業の意向により、パークアンドライド等の周辺に集積地域を整備する。 ・通常は高速バスの停留所やパークアンドライドとして活用する場所を防災拠点としても活用する。防災倉庫、ヘリポート、必要な面積の駐車場を併せて整備する。 ・パークアンドライドの周辺にコンビニエンスストアや小規模食堂等を整備できるか事業者と検討を進める。事業者の存在が確認できる場合、必要な造成を行う。 ・その他、住民の帰還や、地域コミュニティ・生業の再生をはかる上で、当該区域内における実施が必要な事業を実施する。 <p>【農業再生ゾーン】 【事業内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の保全・管理を進める組合等を設立する。設立することが確認された後、除染・解体等の措置を行う。 ・既存の土地管理にとらわれず、復興組合による面的管理や農業法人などによる大規模営農等を視野にいれた、稲作、畑作、園芸、畜産等を展開する可能性について、基礎的な調査等を速やかに実施する。調査等の結果を踏まえ、町との間で設置する協議会の場で農業事業者との合意を形成する。

(整備の必要性)

・震災前の土地利用を目指す観点から、農業再生を目指す。
・営農再開を目指す担い手の数が限られていることから、大規模化、効率化をはかりつつ、農業の再開を進める。具体的には、耕作放棄地対策や農業振興策として、中間管理機構を活用した農地の集約をはかり、誘致した農業法人に賃借することもありえる。

・調査等の結果、圃場整備や農業拠点整備が必要な地区については、除染・解体等の措置と整備作業が重複することにより、営農再開時期を遅らせることがないよう関係機関と調整する。
・農業水利施設の復旧・整備を同時に行う。その際、圃場整備や農業拠点整備を実施するエリアの整備スケジュールとの調整をはかる。また水路利用、放射線測定等の観点で近隣行政区と連携できるよう設計・整備を行う。
・事業者の意向を基礎として農業拠点を整備する。農業拠点として必要に応じ以下の設備を整備する。
- 農業関連施設(ライスセンター、育苗施設、倉庫、農機具置場等)を整備する。さらに、共同で使うための農機具、フォークリフト等の設備を導入し、生産の共同化、組織化をはかる。
- 畜産関連施設(畜舎、堆肥舎、観光牧場化など)を整備する。
- 放射性物質の影響を受けにくい農産物の生産も考慮し、内部の環境を人為的に制御しながら人工培地や水耕等による養液栽培を実施するための施設や設備等を導入する。
- 収益性の高い農業を実現するため、農作物を活用した加工・販売施設や設備等を導入する。
- 町内外からの通作を円滑に進めるため、一時滞在施設等の拠点を整備する。
・その他、住民の帰還や、地域コミュニティ・生業の再生をはかる上で、当該区域内における実施が必要な事業を実施する。

末森地区(約159ha)

【居住促進ゾーン】【交流ゾーン】

(概要)

・住民の帰還を目的とし、震災前に住んでいた家に戻ることができるようにするための居住環境の整備
・帰還した人も二重生活になる人も交流をはかることのできる施設の復旧・整備

(整備の必要性)

・自宅周辺での居住や交流が可能となるよう周辺インフラや交流施設の復旧・整備を進める。本計画の実行時には避難指示から7年超が経過することを踏まえ、老朽化して使えなくなっている設備、施設は安全性の観点から改修を進める。

【居住促進ゾーン】【交流ゾーン】

【事業内容等】

・自宅再建及び有効な土地利用を促進するため、ゾーン整備の最初の段階で除染、解体等の措置を実施。
・道路、電気等ライフラインの復旧・整備
・居住環境における上水道、井戸及び浄化槽整備
・有害鳥獣対策のための柵等の整備
・帰還住民及び二重生活で戻ってくる方のため、集会所を新たに建設し、地域の行事や集まりの拠点とする。位置は大堀地区の中心部とし、末森のみならず帰還困難区域に住所のある方々が利用できるようにする。
・消防屯所を設置し、消防水利等を復旧させ、災害に備える。
・伝統的な祭事を行う場所を特定し、整備、復旧を行う。ただし、公共的な性格の建物に限定する。
・その他、住民の帰還や、地域コミュニティ・生業の再生をはかる上で、当該区域内における実施が必要な事業を実施する。

【農業再生ゾーン】

(概要)

・放射線量が他地域に比べ低いことに加え、隣接する田尻行政区等との連携により、平面の土地を有効に使える地形をいかし、既存農地の保全を進めつつ、米、野菜等の実証栽培や、畜産、園芸等の実施に向けたモデル事業を展開する。

・ただし、営農再開や新規営農を目指す方々の意向を基礎としつつ、復興組合による面的管理や農業法人などによる大規模営農を視野にいれ、ゾーン整備の可否、面積の規模、必要なインフラ整備(有害鳥獣対策を含む)等を決定する。

(整備の必要性)

・営農再開を目指す担い手の数が限られていることから、大規模化、効率化をはかりつつ、農業の再開を進める。具体的には、耕作放棄地対策や農業振興策として、中間管理機構を活用した農地の集約をはかり、誘致した農業法人に賃借することもありえる。

【農業再生ゾーン】

・農地の保全・管理を進める組合等を設立する。設立することが確認された後、除染・解体等の措置を行う。

・既存の土地管理にとらわれず、復興組合による面的管理や農業法人などによる大規模営農等を視野にいれた、稲作、畑作、園芸、畜産等を展開する可能性について調査等を速やかに実施する。調査等の結果を踏まえ、町との間で設置する協議会の場で、農業事業者との合意を形成する。

・調査等の結果、圃場整備や農業拠点整備が必要な地区については、除染・解体等の措置と整備作業が重複することにより、営農再開時期を遅らせることがないよう、関係機関と調整する。

・農業水利施設の復旧・整備を同時に行う。その際、圃場整備や農業拠点整備を実施するエリアの整備スケジュールとの調整をはかる。また水路利用、放射能測定等の観点で近隣行政区と連携をはかるよう設計・整備を行う。

・事業者の意向を基礎として農業拠点を整備する。農業拠点として必要に応じ以下の設備を整備する。

- 農業関連施設(ライスセンター、育苗施設、倉庫、農機具置場等)を整備する。さらに、共同で使うための農機具、フォークリフト等の設備を導入し、生産の共同化、組織化をはかる。

- 畜産関連施設(畜舎、堆肥舎、観光牧場化など)を整備する。

- 放射性物質の影響を受けにくい農産物の生産も考慮し、内部の環境を人為的に制御しながら人工培地や水耕等による養液栽培を実施するための施設や設備等を導入する。

- 収益性の高い農業を実現するため、農作物を活用した加工・販売施設や設備等を導入する。

- 町内外からの通作を円滑に進めるため、一時滞在施設等の拠点を整備する。

・その他、住民の帰還や、地域コミュニティ・生業の再生をはかる上で、当該区域内における実施が必要な事業を実施する。

津島地区（約153ha）

【居住促進ゾーン】【交流ゾーン】

（概要）

- ・住民の帰還を目的とし、震災前に住んでいた家に戻ることができるようにするための居住環境の整備
- ・帰還した人も二重生活になる人も交流をはかることのできる施設の復旧・整備
- ・浪江町役場周辺等、現在整備が進んでいるエリアから遠隔にある地理的な事情を踏まえ、住民生活に必要な施設の機能を復旧させる。

（整備の必要性）

- ・自宅周辺での居住や交流が可能となるよう周辺インフラや交流施設の復旧・整備を進める。本計画の実行時には避難指示から7年超が経過することを踏まえ、老朽化して使えなくなっている設備、施設は安全性の観点から改修を進める。

【農業再生ゾーン】

（概要）

- ・既存農地の保全、米、野菜、飼料作物等の実証栽培を進める。ただし、営農再開や新規営農を目指す方々の意向を基礎としつつ、復興組合による面的管理や農業法人などによる大規模営農を視野にいれ、ゾーン整備の可否、面積の規模、必要なインフラ整備（有害鳥獣対策を含む）等を決定する。

（整備の必要性）

- ・営農再開を目指す担い手の数が限られていることから、大規模化、効率化をはかりつつ、農業の再開を進める。具体的には、耕作放棄地対策や農業振興策として、中間管理機構を活用した農地の集約をはかり、誘致した農業法人に賃借することもありえる。

【居住促進ゾーン】【交流ゾーン】

【事業内容等】

- ・自宅再建及び有効な土地利用を促進するため、ゾーン整備の最初の段階で除染、解体を実施。
- ・道路、電気等ライフラインの復旧・整備
- ・居住環境における井戸及び浄化槽整備
- ・有害鳥獣対策のための柵等の整備
- ・必要に応じ公営住宅を整備
- ・住民生活に必要な施設として、つしま活性化センター、津島診療所、津島支所、消防屯所の機能を復旧させる。
- ・消防水利等を復旧させ、災害に備える。
- ・駐在所の再開について、関係機関と調整する。
- ・保育所、小学校、中学校等の再開を目指し除染を行う。校舎とグラウンドの除染、整備等を同時に行い、地域の催事等に使えるようにする。
- ・地方での暮らしを希望する方のための空き屋整備事業の実現可能性について調査研究を開始する。調査研究の結果に基づき、民間企業との協業を視野に入れて事業化を目指す。
- ・地区の面積が広大であることから、山火事等の災害時の拠点、避難所として、津島地区にある既存の8箇所（津島、下津島、南津島上、羽附、手七郎、南津島下、大昼、赤宇木）の集会所を復旧させる。
- ・伝統的な祭事を行う場所を特定し、整備、復旧を行う。ただし、公共的な性格の建物に限定する。
- ・その他、住民の帰還や、地域コミュニティ・生業の再生をはかる上で、当該区域内における実施が必要な事業を実施する。

【農業再生ゾーン】

【事業内容等】

- ・農地の保全・管理を進める組合等を設立する。設立することが確認された後、除染・解体等の措置を行う。
- ・既存の土地管理にとらわれず、復興組合による面的管理や農業法人などによる大規模営農等を視野にいれた、稲作、畑作、園芸、畜産等を展開する可能性について調査等を速やかに実施する。調査等の結果を踏まえ、町との間で設置する協議会の場で、農業事業者との合意を形成する。
- ・調査等の結果、圃場整備や農業拠点整備が必要な地区については、除染・解体等の措置と整備作業が重複することにより、営農再開時期を遅らせることがないよう、関係機関と調整する。

- ・農業水利施設の復旧・整備を同時に行う。その際、圃場整備や農業拠点整備を実施するエリアの整備スケジュールとの調整をはかる。また水路利用、放射能測定等の観点で近隣行政区と連携をはかるよう設計・整備を行う。
- ・事業者の意向を基礎として農業拠点を整備する。農業拠点として必要に応じ以下の設備を整備する。
 - － 農業関連施設(ライスセンター、育苗施設、倉庫、農機具置場等)を整備する。さらに、共同で使うための農機具、フォークリフト等の設備を導入し、生産の共同化、組織化をはかる。
 - － 畜産関連施設(畜舎、堆肥舎、観光牧場化など)を整備する。
 - － 放射性物質の影響を受けにくい農産物の生産も考慮し、内部の環境を人為的に制御しながら人工培地や水耕等による養液栽培を実施するための施設や設備等を導入する。
 - － 収益性の高い農業を実現するため、農作物を活用した加工・販売施設や設備等を導入する。
 - － 町内外からの通作を円滑に進めるため、一時滞在施設等の拠点を整備する。
- ・その他、住民の帰還や、地域コミュニティ・生業の再生をはかる上で、当該区域内における実施が必要な事業を実施する。

常磐自動車道 浪江IC	
【概要】 ・常磐自動車道における浪江町の玄関口。国道114号、県道34、35号と連結するポイントにあり、物流、防災上、重要なポイント。 【整備の必要性】 ・整備済 ・拠点として避難指示解除を実現する。	【事業内容等】 ・周辺の整備を進めた上で、避難指示解除を実現する。
基幹道路	
【概要】 ・常磐自動車道 ・国道114号、399号、459号 ・県道34号(相馬浪江線)、35号(いわき浪江線)、49号(原町浪江線)、50号(浪江三春線)、256号(井手長塚線)、県道253号(落合浪江線)のうち大字酒井から大字大堀の間 【整備の必要性】 ・町内外へのアクセス確保が必要。	【事業内容等】 ・安全な通行を確保するため、道路及びその周辺について除染を行う。 ・安全な通行を確保するため、カーブミラー等の設備設置、草刈り等、道路機能回復のための適切な管理を行う。
基幹道路以外の道路	
【概要】 ・本計画1. に位置づける、基幹道路以外の道路について、本計画の実施による都市機能の配置の変化を踏まえて機能回復を図る。 【整備の必要性】 ・拠点へのアクセス道路及び拠点内の道路について、安全な通行を確保する必要がある。	【事業内容等】 ・安全な通行を確保するため、道路及びその周辺について除染を行う。 ・未復旧の路線の早期復旧を実施する。県道253号については、災害復旧及び適切な維持管理を実施する。 ・カーブミラー等の設備設置、草刈り等、道路機能回復のための適切な管理を行う。
文化的な価値をもつ区域	
【概要】 ・町の文化を継承するとともに、住民の交流の場となる施設等を整備する。 【整備の必要性】 ・文化的な価値をもつ区域は、地元での伝統復活や観光地・名所、風評被害の軽減につながると見込まれ、将来にわたって人の交流を促進することが期待されるため、保全と管理を実施する必要がある。	【事業内容等】 ・大堀相馬焼の里の窯元及び「陶芸の杜おおぼり」は、特定復興再生拠点区域として整備し、地元での伝統復活を長期的に目指す。よって、町、大堀相馬焼組合等が施設等を管理することを前提に、周辺地域を整備する。併せて、隣接する窯元をつなぐ道路を整備する。 ・浪江町の観光地・名所として明らかに町内外に認知されていた場所や、メディア等を通じた情報発信により、様々な年齢層に対する風評被害の軽減につながると見込まれる場所等、将来にわたって人の交流を促進することが期待される地点については、管理体制等が確立されているか十分に確認し、国、県等の関係機関と調整した上で、特定復興再生拠点区域として整備する。また、関連する道路を併せて整備する。

生活用水の供給	
【概要】 本計画の推進による都市機能の配置の変化を踏まえつつ、既に避難指示が解除されている区域や特定復興再生拠点区域における生活用水の確保を支援する。基本は震災前と同様、井戸による生活用水の確保を中心とする。必要に応じ、特定復興再生拠点区域内外にある既存の取水場を整備する。 【整備の必要性】 住民帰還を見据え、生活する上で必要不可欠であり、かつ、安全・安心な生活用水を確保する必要がある。	【事業内容等】 ・各世帯の要望を踏まえ、生活用水が確保できるよう井戸工事等の支援を実施する。 ・必要に応じ、特定復興再生拠点区域内外にある既存の取水場を整備する。
合併処理浄化槽等の活用	
【概要】 本計画の推進による都市機能の配置の変化や、住民帰還の状況等を踏まえつつ、特定復興再生拠点区域の汚水処理にかかる機能回復を図る。 【整備の必要性】 住民帰還を見据え、汚水処理にかかる機能回復を図る必要がある。	【事業内容等】 ・本計画の推進による都市機能の配置の変化や、住民帰還の状況等を踏まえつつ、特定復興再生拠点区域の汚水処理に係る機能回復を図る。
農業水利施設	
【概要】 営農のための農業水利施設やため池の復旧・整備を実施する。 【整備の必要性】 拠点区域内において営農再開に必要不可欠。	【事業内容等】 ・農業再生ゾーンの調査等、圃場整備等の計画に合わせて、効率的に復旧・整備を実施。 ・営農者確保状況等を把握し効率的な整備となるように留意。
河川施設(請戸川、高瀬川)	
【概要】 河川施設の復旧、必要な範囲での河川敷の草刈りを実施することにより、河川氾濫、火災等に係る防災機能を向上させる。 【整備の必要性】 防災機能の確保を図るため、堤防復旧、河川敷の草刈りを実施する必要がある。	【事業内容等】 ・河川堤防復旧、河川敷の草刈り等を実施する。 ・避難指示が既に解除されている区域及び特定復興再生拠点区域の防護の観点から、特定復興再生拠点区域外の請戸川、高瀬川の必要なエリアについても実施する。
情報通信施設	
【概要】 携帯電話不通区間等の解消 【整備の必要性】 緊急時対策のため携帯電話鉄塔等を整備する必要がある。	【事業内容等】 ・携帯電話鉄塔等、情報通信施設の整備
双葉地方広域市町村圏組合北部衛生センター	
【概要】 双葉地方広域市町村圏組合北部衛生センターの全面再開 【整備の必要性】 浪江町、双葉町、葛尾村のゴミ処理サービスの円滑な実施のため。	【事業内容等】 ・センター周辺の整備

5. 土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理

※関係規定：法第17条の2第2項第8号、第17条の17第1・2項

・本計画、関係法令及び「除染関係ガイドライン(環境省 平成25年5月 第2版(平成28年9月追補))」に従って、特定復興再生拠点区域において避難指示解除に必要な範囲について、国が土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理を行う。

6. 廃棄物の処理

※関係規定：法第17条の2第2項第8号、17条の17第3・4項

・本計画、関係法令及び「廃棄物関係ガイドライン(環境省 平成25年3月 第2版)」に従って、特定復興再生拠点区域において国が認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の処理を行う。

・また、本計画に基づき各事業主体が実施するインフラ整備事業に伴い発生する廃棄物についても、国は個別に各事業実施主体と相談しながら、当該インフラ整備事業の実施に支障が生じないよう対応する。

7. その他特定復興再生拠点区域の復興及び再生に関し特に必要な事項 ※関係規定：法第17条の2第2項第9号

(1)医療、介護、郵便等の住民サービスに関する取組

〔取組内容〕		〔サービス等の開始時期目途〕
生活サービス	コンビニ等商店の誘致、食品・生活用品の宅配サービスの検討・調整 鳥獣被害対策にかかる検討・調整・実施 生活ごみ処理サービスの再開にかかる調整 浪江町役場津島支所再開に関する検討	おおむね避難指示解除までに
医療・介護	津島診療所再開に関する検討 二次救急医療・三次救急医療に対する体制の検討・調整 特別養護老人ホーム等施設に関する検討・調整 介護サービスの運営に向けた検討・調整	おおむね避難指示解除までに
教育	再開済みの周辺町村の学校への区域外通学にかかる検討・調整 既存保育園・小・中の活用にかかる検討・調整 県立浪江高等学校津島校の今後の在り方検討	おおむね避難指示解除までに
防犯・防災	駐在所の再開や消防機能の確保・消防団組織の再構築等住民生活の安全・安心に向けた検討・調整 地域防犯パトロール・防犯カメラの継続、防犯灯の設置に向けた調整	おおむね避難指示解除までに
交通	拠点内外を結ぶコミュニティーバス等の運行に向けた検討・調整	おおむね避難指示解除までに
産業	商工業事業者の事業再開支援 新規事業者誘致のための企業誘致方策の検討・実施	おおむね避難指示解除までに
営農等	営農再開を基礎としつつ、復興組合による面的管理や農業法人による大規模営農等の可能性について調査等を実施し、事業化に向けた結論を得る 農事復興組合、農業法人等を活用した営農に向けた体制整備	本計画認定後1年以内を目途に おおむね避難指示解除までに

(2)その他(立入管理等)

【立入管理】

- ・認定後、拠点区域への立入規制の緩和を内閣府において速やかに実施。
- ・拠点区域内の除染進捗にあわせて、立入規制の更なる緩和を内閣府に働きかけ。